

2018年度
修士学位請求論文

台湾における日本産アニメの輸入に関する研究
—日本産アニメの台湾における放送と台湾政府の国家政策との関係—

国際日本学研究科 国際日本学専攻

ポップカルチャー研究領域

4911171005

リン ジェレミー チェユ

台湾は近年、日本のアニメの輸入契約数において、世界の国々の中で上位にある。だが、台湾における日本のアニメの輸入についての研究は少ない。台湾のテレビ局の放送方針は政府に左右されることが多いとされるが、その実態を含め、日本のアニメが盛んに輸入・放映される状況にいたった背景に、どのような経緯や要因が介在していたのかは、必ずしも明らかにされていない。日本のアニメ作品を紹介する本や、日本のアニメを分析する研究はあるものの、日本のアニメがどのようにして台湾で放送されるようになり、現状に辿り着いたのかを説き起こしたものは、一般向けの書籍も、学術論文も、実質的には存在しない。本研究では、そこに焦点を合わせたい。台湾における日本のアニメの輸入は、その後の台湾のアニメ産業の発展にも大きな影響を及ぼしている。今後の台湾と日本のアニメの研究に資することも目指すものである。

第1章では、研究の背景について記述する。それは、日本の会社の参入と台湾政府の介入を焦点とした台湾のテレビ産業の誕生の経緯、台湾のテレビ産業の現状と政府によるテレビ放送の変化、および台湾における日本産アニメの放送の現状についてである。歴史から見ると、台湾におけるテレビ産業の誕生には、日本の企業の出資や、台湾政府の意向が介在していた。当時の政府は中国国民党が支配し、テレビ局を管理することを行政院新聞局に任命し、テレビ局が放送する内容をルールをつけた。その中には、日本製コンテンツの輸入において制限を付けるものもあった。現状としては、2000年代、政権交代による、テレビなどのメディアは政府の介入が改善され、海外の番組輸入のルールが緩めになり、日本製のコンテンツも多く輸入されたという。現在では台湾における日本アニメは、多くのテレビ局が毎日のペースで放送され、日本のアニメは人気の状態になった。ただし、問題点としては、この番組の輸入においての変化の中に、日本のアニメの輸入はどのように変化したのかがまだ明らかにされていないことである。

第2章では、先行研究を紹介する。台湾における日本アニメの輸入や放送についての著書は僅か一つしか見つからず、それも、学術書というより、日本アニメを紹介する本である。学術研究において本研究の方向性と近いのは、日本製映像ソフトの輸入、政権の変化による全体的は台湾のテレビ産業への影響、台湾における日本ポピュラー文化の普及要因、または中国における『ドラえもん』の輸入についてである。その上、日本貿易振興機構（JETRO）の『台湾コンテンツ市場関係者 ヒアリングレポート（2008年3月）』の中に台湾のアニメ輸入を取り扱っている代理店「木棉花」の総経理康振木と授權事業部経理（版權事業部マネージャー）詹強氏へのインタビューが収録されており、その中で台湾における日本アニメの輸入に際する審査の制度があったのことが、軽く言及されたという。

先行研究からは、台湾のテレビ産業が、当初政府の強いコントロールの下にあったものの、徐々に自律性を獲得してきたという流れが浮かび上がる。日本産映像の輸入は、テレビ局を管理している政府機関が厳しく管理していた。しかし、政権の変化とともに、文化政策が変わり、輸入に際する審査の制度も変化することとなった。ただし、こうした台湾政府の文化対策の変化が、日本産アニメの輸入に具体的にどのような影響をおよぼしたのかということについては研究がおよんでおらず、明ら

かにされていない状態であることを示した。

第3章では、前章の先行研究の記述を重ね合わせても、台湾における日本産アニメの輸入の経緯、または日本産アニメと台湾の国家政策や放送対策の関係については、ほとんど明らかになるところがないため、以下の仮説を立て、検証する。

〈台湾においてテレビ放送が開始された1960年代から2000年代までの期間は、日本産アニメは厳しい台湾政府からの審査制度より、台湾での放映を規制されていたが、2000年代以降、戒厳令の解除、政権交代、民主化とともに規制がなくなった。その結果として、テレビ局は視聴者の要望に応じ、規制前よりも多くの日本産アニメを輸入し、放送するようになった。審査制度がなくなったことから、輸入するアニメ作品のジャンルも視聴者の要望に応じる形でテレビ局が選択するようになった〉

研究方法は、台湾の主要新聞から、台湾における日本のアニメの放送の初期から現在にいたる放送の状況を確認し、整理した上で、その結果をもとに日本アニメの輸入と放送に関わった台湾のテレビ局、アニメの放送権に関わった代理店、日本のアニメ制作会社などの関係者に聞き取り調査を行う。

新聞の資料調査は、第二次世界大戦後に台湾で発行されたすべての新聞を所蔵している台湾の「国家図書館」（台北市中山南路）で行う。「番組」、「規制」、「アニメ」、「日本」、「新聞局」というキーワードを使い、関連する当時の新聞記事を抽出する。新聞紙の範囲は台湾において最も歴史が長く、図書館の所蔵が最も完備している8つの新聞紙。聯合報、聯合報（地方版）、聯合晩報、経済日報、民生報、中国時報、工商時報、蘋果日報である。調べる記事の期間は台湾のテレビ史のはじまりの1960年あたりから、1990年代アニメの輸入が普及した頃までである。抽出する記事の基準は、背景として政府の日本の映像に対する管理について記載するものと、調査用の政府の日本のアニメの輸入に対する管理について記載するものである。それらの情報を使い、当時の放送対策とアニメの輸入に対する影響を分けて整理する。また、詳しい放送内容の回数やタイトル、視聴率の資料を、テレビ局に請求する。インタビューの対象は台湾のテレビ局、アニメの放送権の代理店、そして日本のアニメ制作会社であり、このうち台湾のテレビ局にプライオリティを置く。具体的には、台湾における最も古い三つのテレビ局（老三台）の中の、中華テレビと台湾テレビの、アニメ番組の放送権の購入に関わる担当者に取材する。サポートの証言として、1980年代からアニメ放送権を取り扱った代理店のAnimation International Ltd.、1990年代から同じ事業をする群英社の番組購入部門の担当者、日本にあるアニメ制作会社のタツノコプロ、日本アニメーション、東映アニメーションの国際部門やアジア部門の担当者にインタビューを行う。

第4章は得られた資料とインタビューを通じて手に入れた情報について記述する。また、得られた情報について考察も行う。各新聞紙から収集した各年代の日本コンテンツの輸入の状況と日本産アニメの輸入の状況を整理する。確かに、台湾のテレビ史の早期では、政府が日本コンテンツを禁止した対策があった。さらに、日本産アニメに対しても、制定された輸入と放送にあたったルールがあり、審査の制度もあった。新聞記事によると、その審査は、日本の文化やそれに関わった表現を含む日本産アニメを一切禁止していた。日本のアニメに対する審査の制度は1992年1月1日に廃止されたと

記載されている。

中華テレビという 1971 年 10 月 31 日に設立された最も古い三つのテレビ局の一つであるテレビ局の番組販売部門の李玫氏にインタビューした。李玫氏は 1978 年に中華テレビに入社し、入社から 2018 年に退社するまで番組販売部門に所属していた。2017 年 7 月 17 日からメールや電話の連絡、および 2018 年 2 月 13 日の面会と 2018 年 6 月 4 日の電話インタビューを通じて、審査の制度があったのを確かめた。ただし、1992 年 1 月 1 日からは審査制度の廃止は試行であるあり、そのあとも、抜き取り検査が 2 年間くらい行われたと聞いた。中華テレビが日本産アニメの輸入を自主管理するようになってからは、特に視聴者の要望に応じて多くのアニメを輸入することはなかった。逆に、中華テレビは審査制度の影響で、慎重にアニメを輸入するシステムがあったから、輸入する方向性がほとんど変わらなかったという。そのため、現在の台湾におけるテレビ局を管理する機関である NCC から、あまり示唆されたことはなかった。

台湾テレビという台湾最初のテレビ局の番組企画製作部門の黄資棻氏にもインタビューを行った。黄氏は 2013 年 5 月から台湾テレビに入社し、現在まで番組企画製作部門の企画を担当しているため、80、90 年代のテレビ放送については詳しくない。ただし、現状については、NCC がテレビ局の管理機関になって以降、審査の要求は聞いたことがないと述べた。NCC はより受動的になり、視聴者からクレームが来る時や、テレビ局が明らかに放送のルールを違反した際のみ連絡が来るという。

さらに、台湾のテレビ史上最も古いケーブルテレビ衛視中文台で 1996 年から 2002 年まで、と台湾の最初の子供向けチャンネルである東森幼幼台 (Y o Y o T V) で 2002 年から 2015 年まで勤めて、東森幼幼台で 10 年間のテレビ局局長をつとめた陳幸梓氏にもインタビューした。陳氏は、日本のアニメを輸入するための審査について携わったことがない。それは、ケーブルテレビが審査の対象になっていないからだと推測される。日本アニメを輸入する時も、単純に視聴者の要望を応じるためではなく、ターゲット視聴者、作品の日本での放送の状況、および放送することによって得られる台湾とテレビ局への付加価値や経済効果を判断し、アニメを輸入するという。

政府による審査の対象と範囲を確認するために、代理店の Animation International Ltd. と群英社の番組購入部門の担当者にも聞いた。代理店は審査対象ではないと推測される。あくまで、良質なアニメを提供するフィルターの立場であったという。

日本にあるアニメ制作会社のタツノコプロ、日本アニメーション、東映アニメーションの国際部門やアジア部門の担当者へのインタビューを通じて、審査対象にもならないということが明らかにされた。

第 4 章の最後に、放送歴史が長い日本のアニメ作品『ドラえもん』を使い、日本のアニメを輸入における政府の介入の例を挙げた。『ドラえもん』の放送も、政府による禁止などに渡って、現状に到達したということがわかった。

最後に第 5 章では、研究を通じて得られた主要な明らかにされた知見をまとめ、今後の課題も含め、本論文の総括とした。